

四日市市告示第 342 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成27年 7月 16日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図 位置番号
1	平町12号線	平町114-9 平町114-11	6.0~8.8	42.1	NO. 1
2	ときわ59号線	ときわ五丁目1732-1 ときわ五丁目1732-7	6.0~13.0	50.5	NO. 2
3	東坂部62号線	東坂部町字殿ノ堀1950 東坂部町字殿ノ堀1946-8	6.0~9.0	60.0	NO. 3
4	生桑118号線	生桑町字大谷2126-1 生桑町字大谷2121-15	6.0~9.0	124.1	NO. 4
5	生桑119号線	生桑町字大谷2121-23 生桑町字大谷2121-22	5.0~10.2	21.4	NO. 5
6	生桑120号線	生桑町字大谷2121-19 生桑町字大谷2121-18	5.0~10.6	26.2	NO. 6
7	大矢知107号線	大矢知町字川原490-3 大矢知町字川原490-6	5.0~7.8	34.0	NO. 7
8	大矢知108号線	大矢知町字川原504-1 大矢知町字川原504-5	5.0~8.5	32.1	NO. 8